

森林開発の展開に伴う地域 統合と生態環境の変化

1. 研究組織

研究代表者：増田 美砂（筑波大学農林学系・講師）

研究分担者：小池浩一郎（島根大学農学部・助教授）

齊藤 英樹（農林水産省森林総合研究所・研究員）

2. 平成7年度の研究経過

平成7年度においては、A01班と合同で研究会を開催し、小池が東南アジアにおける資源環境勘定に関する報告を行なうとともに、全員が討議に参加した。またそれぞれの課題にしたがって、下記の通り研究を実施した。

（1）植民地期の東南アジアにおける木材および非木材林産物生産および貿易統計の分析を行い、下記の点が明らかになった。

これまで植民地期における国際商品とされていたチークは、実はジャワ島に関する限り燃料材を主たる用途としており、輸出に仕向けられた部分は主伐材材積の1割にも満たなかった。またその際には、1960年代以降の原木輸出の拡大という状況とは逆に、製品のかたちで輸出されていた。これは当時と現在の海上輸送能力の相違によるものである。すなわち、19世紀から20世紀にかけて国際商品となりえたものは、量に比しての高価格商品に限られていた。ビルマ産のチークも、主としてインドを含む域内で消費されていた。

また蘭領東インドの輸出経済の中で林産物を捉えた場合、逆に箱材などを日本から輸入しており、林産物全体がとるに足りない存在であっただけではなく、1930年代についてみると林産物輸出入額の収支は拮抗していた。こうしたことから、東南アジアの森林資源をめぐる状況に大きい変化をもたらした要因には、海上輸送手段の変化および日本の経済成長に伴う市場の変化が考えられることが確認された。

今後はいくつかの特定の産物に焦点を当て、その貿易について、生産地からの輸出統計だけでなく最終消費地における輸入統計とも合わせてみることによって、商品化の契機およびその衰退の要因が市場側にあるのか資源にあるのかを明らかにしたい。（増田）

(2) 独立以降のインドネシアにおける森林開発の展開にとって重要な背景となった林野制度の変化を、植民地期の構造と対比させつつ、1957年政令第64号(以下57年政令)、および1967年法律第5号(林業基本法)を中心に追ってみた。

植民地期の林野行政機構はチーク林資源をめぐって確立された。その分布域であるジャワ島にはドイツから森林官を招聘して山林局が設立され、一旦コンセッション制度に基づく民間企業による開発を経た後、山林局による直営直備生産へ、さらにはタウンヤ法の導入による育林経営へと向かった。ジャワに次いで直営生産システムが導入されたのはスラウェシ島南部のムナ島であり、そこもやはりチークの分布域であった。

スカルノ期に制定された57年政令は、中央集権的林野制度を指向しつつも、実際には植民地に形成された地方分散・多様性の構造を容認せざるをえず、その折衷として、コンセッションや小規模生産に係る統一的な制度を導入するかわりに、それらの許認可業務を州や県といった地方自治体に委譲した。山林局による直営経営は、植民地期に確立したジャワ島およびムナ島にとどまり、それ以上の拡大はみなかった。

それに対し67年基本法は、57年政令において認めていた部族有林や地方自治体有林といった概念を払拭し、私有林以外の森林、すなわち登記されていない森林は全て国有であるとし、その基本的な管理の担い手は中央政府であると規定した。その上でコンセッション制度をさらに大規模化して推進し、在来型の小規模生産組織に係る制度は57年政令に基づき地方へ、コンセッション制度の計画および許認可業務は中央へと統合し、両者の間に優先順位を設けることによって全体の整合性をもたせようとした。そして一時期は同一地域において共存していた両システムは、資源が枯渇に向かうにつれ軋轢を深め、コンセッション制度の優位性のもとに小規模生産活動は禁止されることとなった。(増田)

(3) 近代の市場経済はヨーロッパに成立したものであり、東南アジアの経済成長とはこのシステムを導入する過程であった。それは同時にその計算システムをも導入することに意味する。この経済計算は、個別企業においては損益計算書および貸借対照表を要とする企業会計であるが、マクロの国民レベルでは、国民経済計算、すなわち従来の国民所得統計の拡充されたものが中心となる。

第二大戦後の近代化に応じてひとまずはこれらの計算システムが直輸入されたわけであるが、異なる自然条件、社会システム、そして何よりも歴史条件を有している東南アジアでは、それぞれの国の実状に適合させるためにその内容は変化せざるをえない。資源環境勘定もヨーロッ

パにおける公害被害の増大、資源制約の顕在化に伴い創出されたものであり、高い経済成長の実現を目標としている東南アジアでは、成長とトレードオフの関係にある環境保護や資源の保全を軽視する経済政策が採られることが多い。

企業会計が株主、債権者、税務当局に対して企業の損益の公開という具体的な目標を持っているのに対して、国民経済計算の意味は即時的に明らかというわけではない。それは経済計画の達成度という意味を持つが、一方では経済成長至上主義の一表現という批判も有している。資源環境勘定は、経済循環と環境の関係をすべてではないが明示しようとするものである。資源環境勘定は、東南アジア各国の経済と環境の実状に関する自己認識であるといえよう。

経済統計は上述のように市場経済システムの一般化を前提あるいは指向する行動である。そしてこの経済中心の方向は環境をめぐる問題と対立する要素を持っている。ここで東南アジアにおける統計官庁の担当者で、資源環境勘定に携わるものは、経済諸統計の市場経済中心主義と資源環境勘定における実状の表現という対立する作業を行なわなければならない。この方法的な意味のずれを各担当者がどのように対象化し、またどのように解決しているのかが、環境問題に対する東南アジア各国の認識および今後とりうる選択としてきわめて重要である。

これまではタイおよびインドネシアについて、資源環境勘定の適用可能性を検討してきた。その中で資源環境勘定は既存の統計の不備を明らかにするだけでなく、それを補う上でも有効であることがわかった。今後は東南アジアの資源環境勘定に関する統計官の認識に焦点を当て、質問票の送付などによる系統的な調査を行なっていく予定である。（小池）

（４）制度および統計に加え、もうひとつの地域研究の手段として、GISによる情報処理を取り上げてみた。

ここではその技術的側面の検討課題に、沖縄本島および宮古島を事例として植生図のデジタル化、および当該地域における特異な森林利用形態としての御嶽の分布のデジタル化をとりあげ、文献や地図の収集および聞き取り調査を行なうとともに、それらの情報のデジタル化処理を行なった。

御嶽の成立に関しては、古琉球時代に溯ることができ、近世には「のろ」が制度化されていた。その分布域はいわゆる琉球弧とよばれる与那国諸島、八重山諸島、宮古島、沖縄諸島および奄美大島の一帯で、沖縄本島では共同体社会の変化により祭祀者が減少する傾向にあるが、宮古島では現在においても盛んに祭祀が執り行われている。それぞれの立地は生活空間に近い里山域で、面積は小さいもので30m×50m程度である。こうした小面積林分のデジタル情報化の

試みは、例えばボルネオ島のロングハウス共同体における土地利用、とりわけゴム園や果樹の分布の把握などに適用できるものとする。

御嶽の存続はその利用価値に規定されてくるものと思われるため、予備調査で収集した資料の中から祭祀の頻度に関して整理を行なった。その結果、本島では年5回程度であるのに対し、宮古島では年に40回程度行なわれていることがわかった。今後は個々の御嶽に対して、祭祀のあり方、所有および保全に係る制度、周辺部の開発状況などの指標についての調査を行ない、御嶽の植生との相関を明らかにしてみたい。（斉藤）